

件名

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から適用する。

令和四年十月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(原資産の信用リスク・アセツト)

第二百四十七条 信用金庫又は信用金庫連合会は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該信用金庫又は信用金庫連合会が原資産に對して有効な支配権を有しておらず、信用金庫又は信用金庫連合会の倒産手続等においても当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該信用金庫若しくは信用金庫連合会の債権者の支配権が及ばないよう、原資産が法的に信用金庫又は信用金庫連合会から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百六十七条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 略」

〔三・五 略〕

改 正 前

(原資産の信用リスク・アセツト)

第二百四十七条 「同上」

一 「同上」

二 当該信用金庫又は信用金庫連合会が原資産に對して有効な支配権を有しておらず、信用金庫又は信用金庫連合会の倒産手続等においても当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該信用金庫若しくは信用金庫連合会の債権者の支配権が及ばないよう、原資産が法的に信用金庫又は信用金庫連合会から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百六十七条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 同上」

〔三・五 同上〕

六 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすものであること。

〔イ～ハ 略〕

〔七～九 略〕

〔2～4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

六 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすものであること。

〔イ～ハ 同上〕

〔七～九 同上〕

〔2～4 同上〕